

令和 7 年度関係人口・移住者創出事業（体験プログラム事業）業務委託
仕様書

令和 7 年 5 月

長井市

1 業務名

関係人口・移住者創出事業（体験プログラム事業）

2 目的

本事業は、合宿免許で本地域に滞在中の首都圏等在住の学生に対し、本地域の魅力を体験し、知っていただく機会を創出するため、自動車学校の教習生を対象とした体験プログラムを実施する。体験プログラムは地域内の企業見学や農業体験、観光スポットなどの周遊とし、一過性の観光ツアーとならないよう、学生の印象に残るプログラム提供することで、関係人口の創出や本地域の基幹産業である農業や製造業等への就職や移住に繋がることを目的とする。

3 事業内容

（１）本事業に係る管理運営

- ・ 事業運営にあたっては市と事業者、共同提案にあつては市と主たる提案者及び共同事業者間で、検討会議を月１回程度実施し、事業内容の検討及び進捗確認を実施すること。また、早期に業務の運営体制を確定し、遅滞なく事業を遂行、継続する体制を構築すること。

（２）体験プログラムの企画運営・成果検証

- ・ 体験プログラムの実施にあたり、地域内の商工団体、農業団体、観光業者（以下、地元事業者という。）と連携し、合宿免許で本地域に滞在中の学生に対し、地域内の企業見学や農業体験、観光スポットを周遊するプログラムを３０回以上、企画、運営すること。
- ・ 体験プログラムの内容については市、地元事業者と協議の上で内容を決定し、プログラムの募集や当日の運営まで責任を持って実施すること。
- ・ 体験プログラムの実施に際し、令和７年度関係人口・移住者創出事業（首都圏イベント開催事業）の仕様を理解した上で、体験プログラムの参加者が首都圏イベントに参加しやすい状況を構築すること。

（参考 URL） <https://www.city.nagai.yamagata.jp/soshiki/chiikidukuri/105/201/1/15031.html>

- ・ 体験プログラム参加者に対して、アンケートを実施し、効果測定を行うとともに今年度及び次年度以降の事業実施に向けて、検証を行うこと。

（３）体験プログラム実施に係る地元事業者との調整

- ・ 体験プログラム実施にあたり、地元事業者との調整を図り、スムーズなプログラム実施に繋げること。

4 業務委託期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

5 提案上限金額

２８，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 成果品の提出

委託事業者は、業務委託期間内に、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書 4部
- (2) 事業実績報告書（概要版） 4部
- (3) 上記データを記録した電子媒体 1式

7 その他

- (1) 本委託業務に係る著作権は、第三者が権利を有する部分を除き、委託者に全て帰属するものとする。
- (2) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ、作業に着手し、能率的・効果的な進行に努めなければならない。
- (3) 詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項については、受託者は事前に委託者と協議を行い、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり、本業務に関係するしないにかかわらず、本市のデータなどについて、許可なく持ち出しなどを行ってはならない。また、関連データなどは、漏洩、滅失、その他の事故などの予防に十分注意し、業務の信頼性・安全性の確保に努めなければならない。
- (5) 本仕様に記載のないものについては、委託者と受託者が協議して決定するものとする。